

入居一時金と月々の費用について

*ご入居の条件

- ・原則として65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方
- ・身元引受人を立てられる方
- ・医療機関で常時高度治療を受ける必要のない方、感染症でない方
- ・自傷行為等の恐れがない、他の入居者さんとの円滑な共同生活が可能な方
- ・健康保険、介護保険へご加入の方
- ・入居一時金及び入居後の月額利用料等のお支払が可能な方

*入居時にかかる費用

1.入居一時金

金額は別表「階及び部屋タイプ毎料金表」をご覧ください。

■入居一時金の性格

- ・入居一時金のお支払いによって専用居室及び共用施設等を利用することができます。
- ・入居一時金には家賃、共用部分の修繕費、設備更新費、障害保険料等が含まれています。
- ・居室と共用部分の利用権は入居者さんのみの権利であり、他人への譲渡、転賃はできません
- ・入居一時金には消費税等がかかりません。
- ・入居一時金は、不動産取得時の住宅取得特別控除の対象にはなりません。

※登録免許税、不動産取得税、固定資産税等はありません。

2.入居一時金の返還

入居された方が契約後5年以内に退居されたり、亡くなられたりした場合には、次の計算式により算出した金額をお返しします。※無利息です。

<返還金算出式>

$$\text{返還金} = (\text{入居一時金} \times 80\%) \times \frac{(\text{60ヵ月} - \text{既居住月数})}{60\text{ヵ月}}$$

部屋毎の返還金については別表「入居一時金返還金額の目安」をご覧ください。

■ **ご入居日から90日以内に解約をお申し出になった場合は、入居一時金は全額をお返します。**
ただし、入居された日数分の月額利用料(日割り計算した額)と家賃相当額(入居一時金価格を日割りで換算した額×入居日数)をご負担いただきます。

■ **5年経過後は返還金がなくなります。新たな一時金を撤収することはありません。**

なお事業者は、入居者さんに対してより適切な介護を提供する為に必要と判断する場合には、次の手続きを経た上で居室の移動・変更をしていただくことがあります。利用権の対象居室は、当初の居室から住み替え後の居室になります。なお、追加費用は発生致しません。

1. 事業者の指定する医師の意見を聴く
2. 一定の観察期間を設ける
3. 入居者さん及び身元引受人の同意を得る

なお入居者さんの行動が、他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合は事業者から契約解除させていただくことがあります。

*月々にかかる費用

1.月額利用料の内訳

月額利用料は、「**管理費**」「**食費**」から構成されます。

■ **管理費**

共用施設等の維持管理、事務費、事務・管理部門に係わる人件費等です。階数、部屋のタイプにより異なります。金額は「階及び部屋タイプ毎料金表」をご覧ください。

■ **食費**

日額 2,100円、内訳 (朝：420円 昼：682円 夜：998円)

※消費税等込み、治療食、イベントの特別食は別途費用をご負担いただきます。

2.その他月額利用料に含まれない費用

個人的な介護消耗品や日常生活用品及び、当ホーム基準を超えるサービス及び介護保険適用外のサービスに係わる費用です。

- ・ 個人的な生活費用(新聞、テレビ受信料、電話料金 等)
- ・ 個人的な介護用品・おむつ・介護消耗品代
- ・ 衣類の業者クリーニング費用
- ・ 理美容費用
- ・ 税務・法務等専門家を紹介した場合の相談料
- ・ 医療費、入院に関わる費用(健康保険等で給付される以外の費用は自己負担)
- ・ レクリエーション、サークル活動に伴う交通費、材料費、月謝等実費

■ 介護保険に係る利用料(特定施設入所者生活介護)の月額自己負担分の目安

	介護保険に係わる利用料(月額)	うち自己負担
要支援1	62,300円	6,230円
要支援2	143,936円	14,394円
要介護1	175,239円	17,524円
要介護2	196,722円	19,673円
要介護3	218,205円	21,821円
要介護4	239,382円	23,939円
要介護5	261,171円	26,118円

※1ヵ月を30日として計算、医療連携加算があります。